

## 貸室利用について

貸室は、主に地域福祉・保健活動など施設の設置目的に合致した団体の活動や交流を行うスペースとして、福祉保健活動を行う団体は無料、それ以外（利用目的外団体・一般団体）については有料となります。

### 1. 利用団体分類

#### 《福祉保健目的の利用団体について》

- (1) 地域ケアプラザにおける福祉保健目的の活動とは、施設内で行う活動が、直接的に福祉保健活動（給・配食サービス、障がい児者の余暇活動等）である活動だけではなく、施設内外で行っている活動が結果的に福祉保健活動につながるような活動も含まれます（例：「地域貢献活動」「公益的活動」「地域支えあいにつながる活動」「市民の地域における主体的な生活を支援する活動」）。
- (2) 施設の利用当初が福祉保健活動を目的としていない団体であっても、出きるだけボランティア活動や地域貢献活動など地域における福祉保健活動に協力し開かれた活動になる事が大切になります。
- (3) そして施設内で行う活動が直接福祉保健を目的とした活動であっても、受益者負担及び、地域ケアプラザが公共施設であることを鑑みて、特定の人たちが利益を受ける活動を行うのではなく、常に地域に開かれた開放的な活動を行う必要があります。
- (4) 平成16年度までは、団体に対して利用区分を振り分けていましたが、平成17年度より活動及び利用内容が福祉保健団体については原則登録を行っていただきます。ただし、1回だけの利用等の理由で登録を行わない場合には「3. 利用申込方法（2）」に従って手続きを行います。

#### 《利用できない活動について》

- (1) これらにあてはまらない場合（例：営利活動につながるもの…入社面接、NPO法人の職員研修等）は利用出来ません。

### 2. 利用団体登録

#### (1) 登録

当施設をご利用にあたっては「福祉保健を目的とした活動」のみ利用団体登録していただく必要があります。また、窓口での登録申込のみとなります（登録に1週間程度掛かります）。

(ア) 原則5人以上の会員が参加し、福祉保健活動を行っていることが登録要件になります。

(イ) 登録可能かどうかを確認の上、以下の書類を提出していただきます。

- ・登録申込書（ケアプラザ受付に置いています）
- ・規約や活動内容がわかるチラシ、パンフレット（任意）

(ウ) 登録書の発行（登録の可否については②の書類を受領した日から8日以内に団体代表者に交付します）。

#### (2) 登録内容の変更

登録の際に提出した書類に変更が生じた場合（活動内容の変更、代表者の交代など）、登録内容変更届を提出してください。また、登録時に提出した添付書類等についても変更している場合は一緒に提出してください。

### (3) 登録の更新

登録は3年間有効とします。有効期限までに登録の更新を行ってください。なお、手続きは利用団体登録と同様の手順に従って行ってください。登録番号は継続いたします。(更新は有効期限の1ヶ月前から可能です。)

### (4) 登録の抹消 ※以下の場合には登録を抹消いたします。

- (ア) 登録の更新がなかった場合
- (イ) 登録内容と活動実態が異なっている場合
- (ウ) 団体が解散を行った場合
- (エ) その他、活動の継続が困難と思われる場合

※イ～エの項目に該当した場合、登録内容変更届を記載してください。

## 3. 利用申込方法 (利用手順) ※活動内容別に利用までの手続きが異なります。

### (1) 登録を行っている団体の申込方法

福祉保健活動団体(以下団体Ⅰ)は利用する月の3ヶ月前の1日、一般団体(以下団体Ⅱ)は2ヶ月前の1日から予約可能となります。また、登録団体としての利用申込は1ヶ月につき2回までとなります。ただし、1ヶ月を切った時点であれば3、4回目の申込ができます(最高2回まで)。それ以外の団体についてはお問い合わせください。

- (ア) 毎月1日の部屋利用申込みは、来所の場合は10時30分～15時30分の間で、FAX等の場合は9時00分～15時30分の間で受け付けます(電話申込みは不可)。尚、部屋利用申込みが重複した場合は今宿地域ケアプラザによる厳正な抽選を行います。貸室の確定した結果は6～15日にHPや掲示板等で発表します。利用申込みの再開は7日9時00分以降となり、これ以降は先着順となります。電話等での受け付けも可能ですが、電話の場合は予約日から起算して3日以内に窓口等で利用申込書を提出いただく必要があります、申込み手続きが無い場合は自動キャンセルとなります。
- (イ) 夜間の申込みは、団体1～3については1か月前の12日まで、それ以外の団体は1か月前の10～12日の間に受け付けます。ただし締切日が休館日に当たる場合は翌開館日まで。
- (ウ) 利用申込みは受付時間は平日は原則9時00分～18時00分、日・祝は原則9時00分～17時00分となります(1日の申込みは除く)。
- (エ) 登録団体であっても登録内容と異なる活動をするための利用は、その他の活動団体と同様の扱いとなります。

### (2) 登録を行っていない団体の申込方法

1回限りの利用等の理由で登録を行わない場合など、利用する目的・内容を確認の上問題ないようならば、利用予定月の前月の1日より予約可能となります。ただし、利用日から8日以内(土日の利用の際は利用の前の週の金曜日まで)に予約を行ってください。

- (ア) 希望日・希望利用部屋及び希望利用時間帯の空き状況を確認して空いているならば仮予約となります。その際、①団体名②代表者名③連絡先を確認いたします。
- (イ) 福祉保健活動の利用として使用する場合は『活動内容報告用紙』をご提出いただきます。
- (ウ) 1週間以内に福祉保健目的の利用として認められるか否か連絡します。
- (エ) 認められた場合上記連絡があった日から2週間以内に申請手続き(正式な予約)を行ってください。
- (オ) 利用申込書の提出により正式な申込となります。なお、登録を行っていない団体で利用目的が地域ケアプラザにおける本来の目的とは異なった利用をする際は、目的外使用料がかかります。

### (3) 福祉保健目的以外で利用を行う団体について

福祉保健目的以外の利用は、目的外使用許可申請書の提出が必要になります。利用回数は最高一ヶ月につき2回までです。利用予定月の前月の1日より予約可能となります。

- (ア) 目的外使用許可手続きは窓口のみになります。
- (イ) 希望日・希望利用部屋及び希望利用時間帯の空き状況を確認して空いているならば仮予約となります。その際、①団体名②代表者名③連絡先を確認します。
- (ウ) 予約は利用日から8日前まで（土日利用の際は利用の前の週の金曜日までに）に申込み手続きを行ってください。
- (エ) 仮予約をしていない場合でも空いていればその場で記入ができます。ただし、登録団体と異なり、目的外使用が許可されるまでは仮予約状態にあります。
- (オ) 目的外使用許可申請書は発行枚数をカウントしているため、持ち出しや事前配布等を行えません。
- (カ) 使用許可が下りるまで1週間程度かかります。それまでは仮予約です。
- (キ) 許可の場合、使用料金は当日窓口でお支払いください。お支払いは現金のみでおつりがないうようご用意ください。お支払いいただけない場合使用することはできません。支払い後に申込者の都合でキャンセルがあった場合の使用料の返還は一切できません。

### (4) 使用料

- ・多目的ホール・・・1,380円/1コマ（日・祝午後2のみ920円）
- ・調理室・・・420円/1コマ（ // 280円）
- ・ボランティアルーム・・・420円/1コマ（ // 280円）
- ・地域ケアルーム・・・420円/1コマ（ // 280円）

## 4. 貸室利用時間（各室共通）

曜日	午前	午後1	午後2	夜間
月曜日～土曜日	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
日曜日・祝日	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～17:00	
毎月第2月曜日 及び年末年始 (12月29日～1月3日)	休館日			

※利用時間の中に現状復帰（後片付け）と清掃が含まれています  
※第2月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館日となります

## 5. 部屋別面積及び設備・備品

部 屋	面積	主な設備・備品
多目的ホール	102㎡	テーブル15台、イス60脚、ホワイトボード、スクリーン、AV機器、マイク、演台
調理室	22㎡	冷蔵庫、オーブン、食器類等、電子レンジ、ガス炊飯器2台、調理機器・器具、殺菌庫
ボランティアルーム	30㎡	テーブル2台、イス12脚、ロッカー18個、ホワイトボード
地域ケアルーム	22㎡	テーブル2台、イス12脚、ホワイトボード

※令和5年4月より、夜間の部屋貸しが無い場合は18時閉館となります  
※当月の開館時間の確認はHPまたは館内掲示板等で確認できます

### 【問い合わせ先】

横浜市今宿地域ケアプラザ  
地域活動・交流  
電話：045-392-0309  
FAX：045-360-0023